

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要）

公表日：令和6年12月26日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和5年9月8日
	訪 問 調 査 日	令和6年1月24日
	評価結果の確定日	令和6年12月13日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	広島修道院	種 別	児童養護施設		
事業所代表者名	院長 山村 拓哉	開設年月日	昭和23年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 広島修道院	定 員	80人	利用者数	78人
所 在 地	〒732-0047 広島市東区尾長西2丁目8-1				
電話番号	082-261-1356	F A X 番号	082-263-3017		
ホームページアドレス	http://shudoin.or.jp/				

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業	毎月：避難訓練、季節行事
・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・乳児院	招待行事(卓球、バレー)、クリスマス会、入学・卒業祝い
○第二種社会福祉事業	キャンプ、旅行(年1回)
・保育所 ・児童家庭センター	
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室総数 33 室	○食堂 1か所 ○トイレ 8か所
・居室内訳(1人部屋) 11 室	○キッチン 11か所 ○洗面所 14か所
(2人部屋) 室	○浴室 6か所 ○相談室 1か所
(3人部屋) 22 室	○学習室 1か所 ○事務室 1か所
(4人部屋) 室	○宿直室 2か所
(幼児部屋) 室	

職員の配置

職 種	人 数（うち常勤の人数）	職 種	人 数（うち常勤の人数）
施設長(院長)	1人(1人)	管理栄養士	1人(1人)
保育士	16人(16人)	管理栄養士・栄養士	2人(2人)
児童指導員	7人(7人)	調理員	4人(0人)
心理療法担当職員	2人(2人)	看護師	1人(1人)
家庭支援専門相談員	1人(1人)	嘱託医	1人(0人)
里親支援専門相談員	1人(1人)	事務員	2人(1人)

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

社会福祉法人広島修道院は、明治22年1月に、児童救済のため広島市若草町に立ちあげた「広島修道学会」を起源とし、昭和23年に養護施設広島修道院(定員100人)として認可後、昭和62年に尾長町に同法人が運営する広島乳児院と共に新築移転されました。施設移転を機に、定員100人のうち広島乳児院籍を除く、80人の子どもが10人ずつの8ユニットに分かれ、当時はまだ珍しかった小規模ケア(ユニットケア)に、早期から取り組まれていました。同施設内での小規模グループケアの実施や平成28年に設立された小規模養育を行う広島修道院きずなの家を設立を経て、さらなる小規模ケア化を計画的に進め、現在では4歳から18歳の子どもが5～6人ずつの10ホーム(ユニット)に分かれて生活をしています。

福祉サービス第三者評価はこれまで別の評価機関で受審されており、本会での受審は初めてでしたが、評価項目の解釈や自己評価結果の取りまとめも職員間で協力して丁寧に取り組まれ、課題に対しても前向きに受け止めておられました。

◎特に評価の高い点

(1)各年度毎に策定する事業計画は、「子どもの最善の利益」、「人財育成による支援の質の向上」、「家族・里親・関係者・地域支援」の3つの大項目に沿って、中項目と具体的な目標がまとめられています。事業計画は定例の会議で進捗状況を確認し、年度末には実施結果をABCで評価し、改善点を明確にしたうえで、次年度の計画に活かすなどPDCAを意識した取り組みがなされています。(管理運営編 No.3:中・長期的なビジョンと計画の明確化、No.4:適切な事業計画策定)

(2)4つの研修目標(「問題解決力」、「養育力UP」、「所属感」、「自己効力感」)を掲げ、職員を経験別に4つに分けて行う「Wish研修」をはじめ、welcome(新任)研修や中堅・リーダー層によるOJTの体制など、経験の浅い職員のフォロー体制も整備し、年間で体系的かつ計画的に研修を実施し、職員の質の向上に努めておられます。(管理運営編 No.11:職員の質の向上に向けた体制)

(3)職員は、子どもの権利を尊重するために、アドボカシーや子どものよい行動を励ます育児プログラム「CSP(Common Sense Parenting)」を学び、適切な声掛けや関わり方ができるよう努めておられます。毎月、特別なお菓子や飲み物を準備し、子ども自身が定めた目標を評価する「お祝い会」も実施されています。また、毎月、小学生は「子どもの権利条約」を学ぶワークショップに参加し、子ども自身が自他の権利を理解する機会を設け、子どもが自分自身の意見を表明できるよう支援されています。(サービス編 No.14:自他の権利の尊重)

(4)職員全員が公文研修を受講されており、施設内で子どものレベルに応じた教材を職員が準備し採点することができるよう、公文を積極的に取り入れて学習することで、子どもの学習意欲を引き出されています。また、小学校を退職した教員を職員として配置し、コグトレ(Cognitive Occupational Training:認知作業トレーニング)も実施し、勉強の動機付けにも取り組まれています。さらに小学生から学力に応じて通塾するなど、子どもに合った学習環境を整えておられます。(サービス編 No.19:学習への支援)

◎特に改善を求められる点

(1)実際に発生した事故については、報告書で把握されていますが、事故に至らないヒヤリハット事例については、報告が行われていないようでした。ヒヤリハット事例を蓄積して職員会議等で事例を検討し、事故の発生を未然に防げるよう取り組まれることを期待します。(管理運営編 No.13:子どもの安全確保)

(2)子どものプライバシー保護に関する研修の実施や、チェックリストでの確認は新任職員に限られていました。職員はプライバシー保護について意識した支援をされていますが、職員全員に改めて周知・確認する機会を持たれてはいかがでしょうか。(管理運営編 No.20:子どもを尊重する姿勢②)

(3)自立支援計画は、年に2回見直しされていますが、随時の見直しは、職員によって差があることを課題とされていました。見直し時期以外にも見直しが必要な内容や状況を明文化し、必要に応じて、自立支援計画が随時見直しされるよう期待します。(サービス編 No.6:自立支援計画の評価・見直し)

(4)子どもを対象とした性教育「マザーリング研修」に職員が出席したり、性に関する外部の研修会等に参加される機会は設けておられますが、施設内での研修は実施されていませんでした。マザーリング研修に出席した職員が、全体会議等の機会に研修の内容を職員間で共有するなど、職員同志で性教育を学ぶ場を検討されてはいかがでしょうか。(サービス編 No.17:性に対する正しい理解)

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当施設では「人が人を見る」という事が事業なので、「人」こそ最も大切な財産と捉え、「人材→人財」として育成を目指しております。その研修体制に対して、評価をいただきとても嬉しく思います。

改善点についても、ヒヤリハットの実施やプライバシー保護の研修等、具体的にご提案をいただきましたので、順次、実施・改善等に取り組み、子どもにとっても、働き手にとっても、より良い施設を目指したいと思っています。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	法人の理念とともに、「児童憲章」「児童福祉法」「児童の権利に関する条約」を基に社会的養護の原理に沿って「一人ひとりを大切にする」を基本方針として掲げ、「職員の手引き」にも明文化し、職員への浸透が図られています。理念や基本方針は、創立記念式典で振り返る機会を持たれる他、4月最初の職員会議では倫理綱領を読み合わせ、職員に周知する機会とされています。◎施設で大切にされている理念や基本方針について、保護者への説明の機会は限られると思いますが、面会時などに周知されてはいかがでしょうか。
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	法人で運営されている広島修道院、広島乳児院、広島修道院きずなの家の3つの施設の運営を一体的に4期に分け、「家庭的養護推進計画」としてまとめ、小規模グループ化を計画的に進めておられます。次年度は、分園の開設も予定されており、法人内の3施設で連携して人材が循環するよう取り組まれています。各年度毎に策定する事業計画は、「子どもの最善の利益」、「人財育成による支援の質の向上」、「家族・里親・関係者・地域支援」の3つの大項目に沿って、中項目と具体的な目標がまとめられています。事業計画は定例の会議で進捗状況を確認し、年度末には実施結果をABCで評価し、改善点を明確にしたうえで、次年度の計画に活かすなどPDCAを意識した取り組みがなされています。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	院長は、全国・広島県児童養護施設協議会の施設長研修等に出席し、法令の理解・遵守に努め、内容については、職員会議や、文書やグループウェアなどを活用し、タイムリーな情報提供が行われています。広島修道院は、法人内で運営されている3つの施設の中で新任職員育成の場として若手職員が多く在籍されているため、職員が活発に意見を出し合い、職員間の話し合いのもとに決定するプロセスを大切にしたボトムアップ型の職場をめざされています。職員面談の実施や、勤務時間内に勤続3年以下の職員が集まる茶話会の開催などに取り組み、職員の意識向上に努めておられます。
2 法人・施設の运营管理	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	児童養護に関する専門誌の購読の他、全国・広島県児童養護施設協議会の会議・研修に参加し、社会福祉の動向把握に努めておられます。同法人が運営する児童家庭支援センターや行政と連携し、地域の養育・支援に関するニーズや子どもの状況を把握し、事業運営に反映されています。在籍する子どもの推移等を把握し、職員配置の検討など経営状況や改善すべき課題に取り組まれています。税理士による助言・指導も受けておられます。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	子どもの人数や国の制度の方向性に基づく職員体制を検討し、計画的に職員を採用されています。正規職員としての採用を基本とし、調理など非常勤職員の確保には苦慮されているとのことでした。職員は「目標設定成果評価シート」で各年度で目標と具体的な取り組み内容を設定し、自己評価を実施して達成状況を確認されています。今後、現在の取り組みを基にした人事考課制度の導入も検討されています。人材育成について、4つの研修目標（「問題解決力」、「養育力UP」、「所属感」、「自己効力感」）を掲げ、職員を経験別に4つに分けて行う「Wish研修」をはじめ、「welcome（新任）研修」や中堅・リーダー層によるOJTの体制など、経験の浅い職員のフォロー体制も整備し、年間で体系的かつ計画的に研修を実施し、職員の質の向上に努めておられます。院長は、職員の年次有給休暇取得や時間外労働の状況を毎月確認されています。職員には院長が個別面談の声掛けをするなど、相談しやすい雰囲気作りを心がけておられます。年に2回の異動の意向調査や茶話会などで職員の意見を聴き取り、研修時間の見直しや職員体制の見直しなどに繋げておられます。男性の育児休暇の取得や、短時間勤務など福祉厚生の実現にも取り組まれています。保育士や社会福祉士の資格取得をめざす実習生の指導体制を整備し、県内・県外からの学生を年間を通じて積極的に受け入れておられます。

2 組織の運営管理	(3)安全管理 自己評価:N0.13	災害や不審者対応などリスク別の対応手順書を整備されています。施設内で過去に起きた事故などをもとに、危険箇所をハザードマップとして視覚化し、子どもにも周知されるとともに、定期的に避難訓練も実施されています。 事故発生時には、事故報告書を作成して、発生要因と再発防止策を検討し、院長が確認されています。 ◎実際に発生した事故については、報告書で把握されていますが、事故に至らないヒヤリハット事例については、報告が行われていないようでした。ヒヤリハット事例を蓄積して職員会議等で事例を検討し、事故の発生を未然に防げるよう取り組まれることを期待します。
	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	敷地内には遊具を設置した広いグラウンドや、舞台を備えたホールも整備されています。子どもが生活する建物の中央には人工芝の中庭が配置され、施設内が回遊できる構造になっています。各ホーム(ユニット)毎に、子どもの身長に配慮した洗面所が設置されています。保護者との面談など個別に対応できる相談室も整備されています。 清掃は業務として組み込み、毎日行われています。年に2回の害虫駆除も実施されています。 ◎毎日清掃を実施し、施設内は清潔に保たれていますが、清掃実施の確認は行われていませんでした。清掃の実施状況をチェック表に記録し、業務を引き継ぐ職員が確認する体制などを検討し、清掃実施状況を見える化されることを提案します。
	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	町内清掃や町内会の会合などに積極的に参加し、地域の祭りなどには、施設の子どもで結成する和太鼓チームが出演するなど、地域との関わりを大切にされています。さらに、自治会と防災連携協定を締結されており、施設のホールに非常用備品なども準備し、災害時には地域住民の避難所として提供されています。 法人として策定されている「ボランティア受入規程」に沿って、行事の際の子どもの着付け等のボランティアを積極的に受け入れておられます。 ◎ボランティア受け入れ時には、ボランティア活動日誌に現在記載されている活動者名や活動内容とともに、活動時の気付きなども記入してもらい、外部意見として把握されるよう努めてはいかがでしょうか。
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	広島県児童養護施設協議会の会議・研修に積極的に参加し、行政や関連事業所等と連携し、制度に関する意見も提示されています。 財務諸表は、規程に沿ってホームページで公開されるとともに、事務所内に閲覧資料を準備し、開示請求があった場合には対応されています。 ◎地域住民や保護者などからさらなる信頼が得られるよう、健全な経営状況をグラフなどを活用してわかりやすく示し、周知されてはいかがでしょうか。
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	「一人ひとりを大切にする」を養育方針に掲げ、事務所にも大きく掲示し職員に意識付けをされています。子ども同士、職員から子どもへの暴力防止を目的とした安全委員会を設置し、毎月子どもへの聴き取りが行われ、状況に応じて子ども・職員へ指導する場を設けておられます。また、OJTや階層研修、CSP(前向きで肯定的な養育)研修等で子どもとの関わり方や人権に関して学習する機会を提供されています。 個人情報保護規程を設け、倫理綱領の読み合わせなどで子どものプライバシー保護に関して職員に周知されています。個人情報が含まれた子どもの記録等は鍵付きの書庫で適切に管理されています。 栄養士による食事に関するアンケートや、毎月実施する安全委員会の聴き取りで暴力の有無だけでなく、要望なども把握されています。意見箱も設置されています。子どもには将来に向けた希望を聞き取る「応援面接」を実施し、保護者にも必要に応じて面談の機会を設け、自立支援計画に反映されています。 苦情解決の体制を整備し、施設内に掲示するとともに、オレンジノートを配布して苦情窓口を周知し、「苦情解決に関する処理要綱」に沿って対応されています。苦情への対応状況は、定期的に法人のホームページで公開されています。 ◎子どものプライバシー保護に関する研修の実施や、チェックリストでの確認は新任職員に限られていました。職員はプライバシー保護について意識した支援をされていますが、職員全員に改めて周知・確認する機会を持たれてはいかがでしょうか。

3 適切な養育・支援の実施	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	福祉サービス第三者評価は定期的に受審されていますが、広島県の評価基準での受審は初めてでした。自己評価は職員で協力して実施し、主任以上の役職で取りまとめておられました。 各業務内容の概要は、主に「職員の手引き」にまとめられ、食中毒や災害対応時のマニュアルも整備されていますが、検証や見直しについては不十分だと感じておられました。 子どもの記録は、電子記録で整理され、職員は勤務開始時に記録の内容を確認されています。各記録の提出日や内容についてもルール化し職員に周知されています。定期的にケース会議を行い、会議録はグループウェアで共有されています。 記録の保管、廃棄、開示等に関する規程を定めておられますが、子どもや保護者に記録開示の説明や、職員への手続きの周知はされていないようでした。 ◎子ども・保護者への情報開示説明は難しいと思いますが、開示を求められた際に適切に対応できるように責任者や手続きの流れ等については職員に周知されてはいかがでしょうか。
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	施設の概要や取り組みについては、法人のホームページやパンフレットで情報提供し、施設見学にも対応されています。子ども向けに、「安全委員会だより」、「余暇タイム」、「公文だより」などを定期的に発行し、施設の取り組みを周知されています。保護者には、毎月広報誌「きずな」を送付し、子どもの様子を伝えておられます。入所時には、主に児童相談所を通じて、養育・支援内容や料金等について説明されています。 施設退所時には、児童相談所等関係機関と連携し、丁寧な引継ぎが行われています。措置変更先に自立支援計画を持参するなど、養育・支援の継続性に配慮されています。アフターケアひかりと連携し、退所後の支援も行われています。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：児童養護施設

1 施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：N0.1-2	施設内には大きなグラウンドがあり、2階建ての建物は、中庭を囲み子どもの生活スペースが配置され、男女別に6人ずつの子どもが10ホーム(ユニット)に分かれて生活しています。建物の築年数は経過していますが、生活スペースは家庭的な雰囲気もあり清潔に保たれていました。各ホームは、台所と食堂、1～2人で使う和室の居室数室で構成されています。リフォームも実施し、ホーム内にトイレ・浴室を設けた小規模グループケアホームを3つ配置されています。
	(2)安心な生活 自己評価：N0.3-4	地震や土砂災害等の発生に備え、対応マニュアルを策定されていますが、定期的な見直しはされていませんでした。夜間を想定した避難訓練も年に1回実施されています。 不審者侵入防止策として、顔認証システムによる施錠が行われています。不審者対応マニュアルも策定し、不審者対応訓練も実施されています。 ◎施設は住宅街にも近くいろいろな人が出入り可能であり、子どもが出入りする入口も開放されているため、警察や警備会社と連携した訓練を実施し、第三者からの気づきを得られる機会を設けてはいかがでしょうか。
2 日常生活の中での支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：N0.5-7	自立支援計画は、施設で定めた「自立支援計画の書き方」に沿って、定められた様式で記録システムにより管理されています。「応援面接」を実施して、子どもの希望を聴き取り、児童相談所と連携しながら保護者等の意見も反映して自立支援計画が策定されています。10月と3月に自立支援計画を見直し、支援目標等の評価を行い、見直し・評価・変更の内容が記録されています。 ◎自立支援計画は、年に2回見直しされていますが、随時の見直しは、職員によって差があることを課題とされていました。見直し時期以外にも見直しが必要な内容や状況を明文化し、必要に応じて、自立支援計画が随時見直しされるよう期待します。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：N0.8-13	食事は、食事時間に合わせて調理室から各ホームに運ばれ、必要に応じて、各ホームに整備されている冷蔵庫やIHコンロ、電子レンジ等を使用して適温で提供されています。食事内容や量、アレルギーなどは、栄養士と相談しながら対応されています。 就寝時は、職員が定期的に見回り、ホーム毎に絵本の読み聞かせやオルゴール、常夜灯を使用し、子どもが安心して眠れるような環境作りに努めておられます。 毎週、嘱託医による受診が行われ、必要に応じて医療機関に通院し、医療機関と連携した投薬管理も行われています。子どもの身だしなみの支援はされていますが、対応が難しいケースが多いと感じておられました。 入浴は、毎日、性別、幼児、小・中高校生で時間を設定し、年齢に応じて職員が支援されています。大人数で入浴する浴槽と、個別に入れるユニットバスを整備し、プライバシーへの配慮がされています。 子どもの衣服は、年に2・3回、希望に応じて子どもと一緒に購入し、個々の収納スペースで管理されています。職員が環境を整えながら、子ども自身で整理整頓ができるようまた、子どもの状況に合わせて、食器洗いや掃除などが体験できるよう支援されています。高校生は、自立に向けて、家事や洗濯、小遣い帳の記載など出来る事を増やすよう実践されています。

	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.14-18	職員は、子どもの権利を尊重するために、アドボカシーや子どものよい行動を励ます育児プログラム「CSP(Common Sense Parenting)」を学び、適切な声掛けや関わり方ができるよう努めておられます。毎月、特別なお菓子や飲み物を準備し、子ども自身が定めた目標を評価する「お祝い会」も実施されています。また、毎月、小学生は「子どもの権利条約」を学ぶワークショップに参加し、子ども自身が自他の権利を理解する機会を設け、子どもが自分自身の意見を表明できるよう支援されています。招待行事や施設行事への参加も子どもの意思を尊重されています。 毎月安全委員会で取りあげられたテーマを掲示したり、生活ルールを視覚的に示すなど、施設での生活を理解し、協調性を持ちながら生活できるよう配慮されています。 施設内にプライベートゾーンに関する掲示をしたり、性教育の本や絵本の活用、子どもの発育状況に応じ定期的に助産師による性教育「マザーリング研修」を開催し、子どもが性についての正しい知識を得る機会を設定されています。 年齢に応じて子ども自身で小遣い出納帳を記載して自身の収支を理解したり、院外活動では可能な限り子ども自身で支払う場面を設けるなど、金銭管理や経済観念が身に付くよう取り組まれています。高校生は、法人内の「自立訓練室」を利用して、自立に向けたトレーニングを実施されています。 ◎子どもを対象とした「マザーリング研修」に職員が出席したり、性に関する外部の研修会等に参加される機会は設けておられますが、施設内での研修は実施されていませんでした。マザーリング研修に出席した職員が、全体会議等の機会に研修の内容を職員間で共有するなど、職員同志で性教育を学ぶ場を検討されてはいかがでしょうか。
	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO.19-20	職員全員が公文研修を受講されており、施設内で子どものレベルに応じた教材を職員が準備し採点することができるため、公文を積極的に取り入れて学習することで、子どもの学習意欲を引き出されています。また、小学校を退職した教員を職員として配置し、コグトレ(Cognitive Occupational Training:認知作業トレーニング)も実施し、勉強の動機付けにも取り組まれています。さらに小学生から学力に応じて通塾するなど、子どもに合った学習環境を整えておられます。 高校や大学のオープンスクールに職員と一緒に参加したり、奨学金の情報提供や手続きなどを行い、進路選択を支援されています。年度初めに、「応援委員会面接」を実施し、子どもの将来の夢や進路を確認されています。今後は、この面接を通じて、早い時期から進路を自己決定できるような支援方法を検討したいとの意向を確認しました。
	(5)その他の支援 自己評価：NO.21-23	心理的な支援を必要とする子どもには、自立支援計画に基づき心理プログラムが策定され、ケース会議には心理療法士が参加し、助言等が行われています。必要に応じて、広島修道院心理療法士による「ひなたぼっこ」や児童相談所、広島市こども療育センター愛育園のセラピーも受けられています。 子どもの出生や生い立ち等については、告知のタイミング、内容、伝え方を事前に会議で協議し、関係機関・保護者と連携しながら、子どもに事実を伝えておられます。 子どもが入所する際には、事前にケース会議で想定される課題やその対応について検討し、状況に応じて、ホームの子どもの協力を得ながら受け入れ体制を整備されています。 ◎自立支援計画には心理プログラムが記載され、職員と内容を共有されていますが、心理職以外の職員が日常的に意識的に取り組むまでには至っていないようでしたので、心理職とさらに連携した支援体制の構築に期待します。 ◎入所相談から施設での生活開始までの手順が定められていないとのことでしたので、受け入れの手順を定め、職員とも共有されてはいかがでしょうか。

3	安心な生活	(1)虐待の防止 自己評価：N0. 24-25	毎月1回、安全委員会の取り組みとして、職員による虐待や暴力の発生についての聴き取りを行い状況についての説明が行われています。虐待等の通報先、通報方法については、オレンジノートを活用して、入所時や児童相談所による年に2回の説明が行われています。 子どもへの虐待禁止については、就業規則に定め、虐待が起きやすい状況等については、CSP研修や伝え方研修などを通じて周知されています。
		(2)問題行動への対応 自己評価：N0. 26-27	子どもの行動は記録し、日誌等に記載して職員間で共有されています。CSP研修やケーススタディなどで問題行動への対応について検討し、学びを深めておられます。暴力等が発生しないよう、職員は死角となる場所を把握するとともに、ホームごとに安全ルールを定め共有しています。子どもの問題行動が発生した際に、勤務状況等で応援体制などが十分整っていない状況があることを課題と感じられていました。 職員同士が良好な関係を築くことで、子どもの模範となるように努めておられます。子ども同志の暴力やいじめ等については、毎月の安全委員会での聴き取りで子どもの状況を確認し、会議等で対応方法を協議されています。子どもの暴力レベルに応じて、児童相談所への協力を要請されています。
		(3)衛生管理 自己評価：N0. 28-29	食中毒や感染症発生時の対応についてはマニュアルを策定し、定期的にマニュアルの見直しもされています。外部研修への参加や栄養士による説明の機会も設けられています。食材や調理については、管理栄養士のもと管理し、食の安全確保に努めておられます。 ◎食中毒や感染症発生時の関係機関等への連絡体制が定められていませんでした。発生時の連絡・対応方法をフローチャートで簡潔にまとめられることを提案します。また、子どもへの注意喚起や情報提供についても、栄養士と連携して取り組まれてはいかがでしょうか。
4	保護者等に対する支援	(1)保護者への支援 自己評価：N0. 30	必要に応じて家庭訪問を行うなど、保護者への働きかけを行い子どもと保護者の関係調整を図られています。保護者とは、電話や毎月のお便り、面会外出時にも積極的に話をする機会を設けて信頼関係を築き、児童相談所と連携し、子どもの思いや希望が叶うよう家庭との交流を支援されています。面会外出後は、子どもの話などを聞き、子どもの様子を観察して保護者との関わりを確認されています。
		(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：N0. 31-33	保護者には、毎月広報誌「きずな」を送付し、子どもの様子を伝えるとともに、面会や外泊を通じて保護者の育児への困りごとなどを聴き取られています。子どもの意向や保護者との関係性を考慮し、児童相談所と連携しながら、面会や外泊を検討されています。 保護者への心理的な支援については、児童家庭支援センター「わかくさ」と連携して対応されています。 保護者等からの強引な引き取りの可能性がある子どもについては、児童相談所と連携して対応されています。 ◎保護者等からの強引な引き取りがあった場合には、院長か警察に連絡することを職員に周知されていますが、保護者との面会で子どもが定められた時間内に施設に戻らない場合には連絡をするなど、より具体的なルールを明文化されてはいかがでしょうか。
5	地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：N0. 34	職員が悩みや課題を抱えた際には、園長、副園長、主任が相談に応じられています。また、経験年齢別に、1年目＝With、2～3年目＝Idea、4～10年未満＝Small、10年以上＝Holdの4つのに分かれ「Wish研修」を実施し、経験年数が長い職員が経験の浅い職員に研修することで指導体制が内部循環することを目的とした、体系的な職場内研修が行われています。
		(2)地域とのつながり 自己評価：N0. 35	町内清掃や地域行事などにも積極的に参加されています。施設内のグラウンドを地域住民の要望に基づき貸し出されています。地区の自治会と防災連携協定を結び、施設内のホールを地域住民の避難所として開設したり、子どもの避難を支援してもらうなど地域との良好な関係を築かれています。民生委員の研修会場としてホールを提供するだけでなく、職員も講師を務めておられます。

6 養育・支援の質の確保	(1)養育・支援の基本 自己評価：N0. 36-40	養育方針「一人ひとりを大切にする」ことを意識し、子どもの話に関心を持ち、傾聴の姿勢を大切に寄り添っておられます。個別に子どもと職員が意図的に関わる時間を設けるなど、子ども一人ひとりの欲求の充足に可能な限り応えられるよう努めておられます。 子どもの主体性を大切にして、取り組む課題に向き合えるよう支援に努めておられます。毎月「お祝い会」を実施して、子どもが掲げた目標が達成できるよう励まし、達成できた努力と一緒に喜ぶ機会とされています。 「子ども一人ひとりに対してちょうどの学習を」を合言葉に、公文学習への積極的な取り組みと中高生への通塾支援も行い、子どもの学力向上へのニーズに寄り添っておられます。施設内のグラウンドでのボール遊びなどで身体を動かしたり、室内でもボードゲームなど子どもが興味関心を示す遊びを提供されています。 職員が子どもの模範となれるよう意識した支援をされています。生活スペースには、子どもに合わせた決まりごとなどを掲示し、施設や社会生活でのルールを視覚的にも支援されています。
	(2)自己領域の確保 自己評価：N0. 41-42	自他との距離感や境界線についての適正範囲を子どもに伝えておられます。個人の所有物には記名し、細かなものも個人所有となるよう配慮されています。個々の収納スペースも確保し、他者の所有物には触れないよう支援されています。浴室の足ふきマットも共有とせず、子ども個々のものを準備されています。 子どもの写真は定期的に現像してアルバムへ保管し、子ども一人ひとりの成長の記録として保管されています。
7 家庭復帰・退所後の支援	(1)継続性とアフターケア 自己評価：N0. 43-44	家庭支援専門相談員を中心に児童相談所や保護者等と家庭復帰に向けての協議を行い、適宜、要保護児童地域対策協議会に参加し、地域や関係機関等で家庭を見守れるような対応を検討されています。 子どもの進路の希望を把握し、ニーズに応じた退所後の生活に向けた支援が行われています。同法人が運営する児童アフターケアひかりが、施設等を出る前の子どもにリービングケアとして実施するソーシャル・スキル・トレーニング(SST)への参加や、退所後も連携して、継続した支援が行われています。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：児童養護）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。	B	B	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	B	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	B	B	

(3)施設長の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 法人・施設の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	B	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	B	B	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	子どもの安全確保	子どもの安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	B	B	○
----	----------	--------------------------------	---	---	---

(4)設備環境

14	設備環境	施設は、子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は、清潔ですか。	B	B	

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	子どもや保護者等に対して財務諸表を公開していますか。	B	B	

3 適切な養育(治療)・支援の実施**(1)子ども本位の養育(治療)・支援**

19	子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの子どもを尊重した養育(治療)・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	B	A	
20	子どもを尊重する姿勢②	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	B	B	○
21	子どもの満足の向上	子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	B	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	子どもや保護者等からの意見に対して迅速に対応していますか。	B	B	

(2)養育(治療)・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供している養育(治療)・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	B	B	
27	養育(治療)・支援の実施状況の記録	子どもに関する養育(治療)・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育(治療)・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	

(3)養育(治療)・支援の開始・継続

29	養育(治療)・支援の提供開始①	子どもや保護者等に対して、養育(治療)・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	養育(治療)・支援の提供開始②	入所後に提供する養育(治療)・支援について、子どもや保護者等に分かりやすく説明していますか。	B	A	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育(治療)・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：児童養護施設版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設の環境整備

(1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

(2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	B	B	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	B	B	

2. 日常生活の中での支援

(1) 計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	B	B	○
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、子ども・保護者・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	B	A	

(2) 生活習慣の獲得

8	食事	子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	A	A	
9	睡眠	子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。	B	A	
10	健康管理	子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	B	B	
11	身体保清	子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられるよう支援していますか。	A	A	
12	衣習慣	子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していますか。	A	A	
13	整理整頓・生活技術	子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

(3) 社会性の獲得

14	自他の権利の尊重	子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
15	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
16	社会的ルールの獲得	子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
17	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	B	B	○
18	主体性、自律性を尊重した日常生活	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援していますか。	A	A	

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)学習・進学・就職

19	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
20	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」になった進路の決定ができるよう支援していますか。	B	B	

(5)その他の支援

21	メンタルヘルス	心理的なケアが必要な利用者に対して、心理的な支援を行っていますか。	C	B	
22	子どもの尊重と最善の利益の考慮	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、保護者の状況について、子どもに適切に知らせていますか。	A	A	
23	子どもの意向や主体性への配慮	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていますか。	C	B	

3. 安心な生活**(1)虐待の防止**

24	虐待の防止	子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	B	A	
25	虐待の禁止	子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	B	A	

(2)問題行動への対応

26	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	B	B	
27	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	A	A	

(3)衛生管理

28	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	B	B	
29	食材管理・調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	A	A	

4. 保護者等に対する支援**(1)保護者への支援**

30	保護者(親族を含む)への支援	子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に応じる体制がありますか。	A	A	
----	----------------	--	---	---	--

(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等

31	子どもと保護者の関係調整	保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助していますか。	C	B	
32	必要に応じた心理的支援(サービス)	心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援(サービス)を行っていますか。	D	C	
33	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	B	B	

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

5. 専門性の向上・地域とのつながり

(1)専門性の向上

34	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	B	B	
----	------------	---	---	---	--

(2)地域とのつながり

35	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	A	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

6. 養育・支援の質の確保

(1)養育・支援の基本

36	養育・支援の基本 ①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	B	A	
37	養育・支援の基本 ②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	A	A	
38	養育・支援の基本 ③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障していますか。	B	A	
39	養育・支援の基本 ④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していますか。	A	A	
40	養育・支援の基本 ⑤	秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していますか。	B	A	

(2)自己領域の確保

41	自己領域の確保①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしていますか。	A	A	
42	自己領域の確保②	成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしていますか。	A	A	

7. 家庭復帰・退所後の支援

(1)継続性とアフターケア

43	継続性とアフターケア①	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っていますか。	B	B	
44	継続性とアフターケア②	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいますか。	A	A	